

令和8年度こども・若者自立支援事業企画提案仕様書

1 委託業務の名称

こども・若者自立支援事業

2 事業の目的

不登校やひきこもりを経験する等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する中学卒業後進路未決定者、高校中退者及び通信制高等学校に在籍する生徒等で、高卒資格を有していない者及び通信制高等学校（以下、「通信制高校」とする。）に在籍しているものの就学継続に不安を抱える者に対して、高等学校卒業程度認定試験（以下、「高認試験」とする。）の合格や通信制高等学校卒業に向けた学習支援を実施する。

高認試験合格及び高校卒業後は、専門学校へ進学し国家資格等の取得を目指す利用者が学業を継続できるよう寄り添い支援し、資格取得から就労定着まで伴走支援することにより、困難を抱えるこども・若者の社会的自立を促進し、貧困の連鎖の解消に資する。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 支援対象者

次の①、②に該当する15歳に達する日以降の最初の3月31日を経過したこどもであっておおむね18歳までの者及びその保護者、またはそれに準ずる者であると沖縄県が認める者。

- ① 中学卒業後進路未決定者や高校中退者等、最終学歴が中学校卒業となっている者及び通信制高校に在籍し、本事業の利用を希望する者。
- ② 国家資格等を取得し、安定した就労を目指す意欲がある者。

5 利用者数

年間10名以上とする。

6 業務の内容

(1) 個別支援計画の作成

支援にあたっては、利用者のアセスメントを行い、その生活実態等を総合的に把握のうえ、利用者とともに支援計画を作成すること。

(2) 学習支援

利用者の学習意欲や学習習熟度に応じて、高認試験合格及び通信制高校卒業に向けた学習支援を行うこと。

(3) 面談の実施及び相談支援

- ①定期的に面談を実施するとともに、随時利用者からの相談に応じ、利用者の不安や悩みに寄り添いながら、学習を継続できるよう支援を行うこと。
- ②本事業の支援開始から就労定着するまでの期間、利用者に寄り添い支援すること。

(4) 就職支援

就労に不安を抱える利用者の就職を支援するため、利用者の適性や希望に応じて、企業実習、求人情報の収集や企業開拓を行う等、きめ細かく支援すること。

(5) 就労定着支援

- ①利用者が就労を継続できるよう、毎月1回以上面談を実施するとともに、利用者の希望に応じ、相談対応を実施する等、きめ細かい就労定着支援を行うこと。
- ②原則対面により支援するものとするが、対面による実施が困難な場合は、電話、メール、オンライン等による対応も可とする。
- ③定着支援の期間は、利用者が就職した日から最大6ヵ月とし、6ヵ月以内に支援を終結する場合は、支援対象者の状況や希望に応じて判断すること。

(6) 保護者への支援

保護者との連絡体制を確立し、利用者の状況について適宜情報共有を行うとともに、保護者からの相談に対応すること。高認試験合格又は通信制高校を卒業し、専門学校へ進学する際は、公的支援（奨学金等）について情報提供を行う等、保護者と協力して、利用者が安心して学業に専念できる環境の整備を図ること。

7 実施方法

(1) 実施日時

週当たり月曜日から金曜日までのうち3日以上とし、1日当たり2時間以上の学習時間を確保すること。

(2) 実施場所

- ①学習支援を行う会場及び面談・相談支援を行う場所を確保すること。
学習支援会場は、利用者が通いやすい場所の確保又は送迎等の支援に努めること。

- ②学習支援会場は自社物件（賃貸している場合も含む。）の使用も可能とするが、受託者において運営する学校の教室等を活用する場合には、当該学校の授業等で使用する教室とは異なる教室を使用すること。ただし、沖縄県と協議の上、こども・若者の学習支援に必要と認められる場合はこの限りでない。

(3)職員配置

- ①ソーシャルワーク（支援対象者が抱える課題等のアセスメント、社会資源への仲介や調整など）や個別支援計画の策定に係る専門的知識及び技術又はこれに相当する十分な経験を有する者を配置すること。
- ②作業療法士等、社会的自立に困難を抱えるこども・若者に対し、相談や助言等を行いながら寄り添い支援することのできる専門的な知識及び技術又はこれに相当する十分な経験を有する者を配置すること。
- ③教員免許や学習塾での指導経験を有するなど、高認試験合格や通信制高校卒業に向けた学習支援を行うことのできる専門的知識及び技術又はこれに相当する十分な経験を有する者を配置すること。

(4)本事業の周知・広報及び利用者の募集

本事業について広く周知が行き届くよう広報活動を行うとともに、利用者の募集を行うこと。

利用申込者に対して面談を実施し、学習を継続して安定した就労を目指す意欲があるか確認すること。

8 実施状況の報告

受託事業者は、当月の実施状況を翌月15日までに沖縄県に報告すること。また、業務遂行にあたり、必要に応じて沖縄県と運営会議を行うこと。

9 規程等の作成

沖縄県の実情を踏まえ、受託事業者において必要な規程等を作成することができるものとする。

10 プライバシーへの配慮

会場の確保や面談等にあたっては支援対象者のプライバシーに出来るだけ配慮すること。

11 その他

前項までに掲げるほか、職場見学・体験等の本事業の目的を達成する上で効果的と考えられる取組の実施。

12 成果品

①事業実施報告書 印刷製本2部、電子記録媒体1部とする。

13 著作権

成果品の著作権は沖縄県に帰属する。

ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権、その他の権利に抵触するものについては、受託事業者の責任をもって処理すること。

14 事業実施に係る留意事項

(1) 経費

ア 事業に係る人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。

イ 一般管理費は、人件費及び事業費（再委託費を除く。）の10%までとする。

ウ 事業の実施に当たり使用する可能性のある備品については、借料の範囲（リース等）及び消耗品費で対応するものとする。※

※備品とは「沖縄県財務規則第153条第1項第2号」に定めるものとする。

※消耗品とは「沖縄県財務規則第153条第1項第5号」に定めるものとする。

沖縄県財務規則第153条第1項

(2) 備品 形状及び性質をかえることなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので一品の取得価格又は取得見積価格が10万円以上のものをいう。

(5) 消耗品 一回又は短期間の使用によって消耗され又はその効用を失うもの並びに備品的形状及びその性質を有するもので一品の取得価格又は取得見積価格が10万円に満たないもの並びに各種庁用書籍、図鑑等で一品の取得価格又は取得見積価格が1万円に満たないものをいう。

15 再委託

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

また、契約金額の50%を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ沖縄県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画競争公募参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ沖縄県と協議の上、書面による承認を得なければならない。

ただし、以下に示す「その他、簡易な業務」については除く。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理、複写・印刷・製本・発送、原稿・データの入力及び集計

16 守秘義務及び個人情報の取扱い

受託事業者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。

また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定され得るものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

17 本事業における労務管理

法令等に従い、委託業務に従事する者の労務管理を行うこと。

18 雑則

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、沖縄県と受託事業者が協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。